（急施の場合）

第四十条　法第四十九条第一項の応急工事計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　当該土地改良事業の施行に係る地域の所在、地積及び災害前後又は突発事故被害前後の状況

二～七　（略）

（換地計画書の記載事項の提供）

第四十三条の五の二　土地改良区は、農業委員会に対し、その求めに応じ、換地計画書に記載され、又は記載されることが見込まれる事項のうち、法第五十二条の五第一号、第二号及び第四号に掲げる事項に該当するものを提供するものとする。

2　土地改良区は、前項に規定する事項を提供する場合には、当該事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該事項の適切な管理のために必要な条件を付するものとする。

第六十一条の六　法第八十七条の二第十項において準用する法第五条第七項、法第七条第三項、法第八条第二項及び法第八十七条第五項の場合には、それぞれ第十条、第十四条の二、第十五条及び第五十九条の規定を準用する。

第六十二条　法第八十七条の三第二項の土地改良事業の計画の概要には、第六条の規定を準用する。

第六十三条　法第八十七条の三第二項の規定による同意を得ようとする場合には、同項の土地改良事業の計画の概要を書面により示さなければならないものとする。

第六十四条　法第八十七条の三第二項の同意は、書面により表示されなければならないものとする。

2　前項の同意をする場合において当該農地中間管理機構が当該事業施行地域内農用地を貸し付けているときは、その貸付けの相手方の意見を記載した書面を同項の同意書に添付しなければならない。

第六十五条　法第八十七条の三第三項及び第四項の意見は、書面により表示されなければならないものとする。

第六十六条　法第八十七条の三第四項の規定による要請は、次に掲げる書類を提出してしなければならない。

一　当該土地改良事業の施行に係る地域の所在を記載した書面

二　当該事業施行地域内農用地についての農地中間管理権の設定の状況を記載した書面

三　当該農地中間管理機構が当該事業施行地域内農用地を貸し付けている場合には、その貸付けの相手方の意見を記載した書面

第六十七条　法第八十七条の三第七項において準用する法第五条第七項、法第七条第三項、法第八条第二項、法第八十七条第五項及び法第八十七条の二第八項の場合には、それぞれ第十条、第十四条の二、第十五条、第五十九条及び第六十一条の五の三の規定を準用する。

（急施の場合）

第六十七条の二　法第八十七条の四第二項の農林水産省令で定める農業用用排水施設は、ため池、えん堤及び揚水施設とする。

2　法第八十七条の四第二項の予定管理方法等においては、第五十四条の三第二項各号に掲げる事項を定めなければならない。

（急施の場合）

第四十条　法第四十九条第一項の応急工事計画においては、左に掲げる事項を定めなければならない。

一　当該土地改良事業の施行に係る地域の所在、地積及び災害前後の状況

二～七　（略）

（新設）

第六十一条の六　法第八十七条の二第十項において準用する法第五条第七項、法第七条第三項、法第八条第二項及び法第八十七条第五項の場合には、それぞれ第十条、第十四条の二、第十五条及び第十六条の規定を準用する。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）